

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う JPTEC コース規程への対応要領

JPTEC プロバイダーコース規程¹⁾

1. 規程 2 条 2 項「座学（デモンストレーションを含む）」は e-learning を基本とする。
ただし、感染防御に十分留意して講義形式で行う事を妨げるものではない。
2. 規程 2 条 3 項「実技の学習内容」のうち、
（3）ヘルメット離脱
（9）車外救出
は、e-learning で代替することが望ましい。
3. 実技の学習において、模擬患者は人形を使用する。
ただし、感染防御に十分留意して短時間の生体による実技実習を妨げるものではない。
4. e-learning で代替すると、コース総時間が 6 時間未満のコースになる可能性があるが、指定地域組織がコースの質が担保されていると認めた場合は、プロバイダーコースとして認定できる。
5. AC2020 ガイドライン²⁾等を参考に、地域の感染状況、使用できる会場や資機材を考慮して適切な感染対策を実施することが望ましい。

以下は、その一例である。

- (1) 会場の広さを考慮して、physical distance の確保が可能な受講者の人数を決定する。
- (2) 換気が重要なので、毎時 2 回以上（30 分に 1 回以上、数分以上窓を全開）の換気ができる会場を設定する。可能な場合は、常に扉と窓を開放しておく。
- (3) 共用資機材、人形は使用ごとにアルコールなどで消毒を行うとともに、受講者も実習終了ごとに手指衛生を行う。
- (4) 生体にて実習を行う場合は、傷病者役はマスクに加えてフェイスシールドを装着する。隊長役はマスク、フェイスシールドに加えて手袋を装着し、傷病者役及び受講者は実習終了ごとに手指衛生を行う。

以上

2020 年 10 月 4 日制定

1) https://www.jptec.jp/library/pro_20160701.pdf

2) http://2020ac.com/documents/ac/06/1/1/2020AC_covid19_training.guidelines_20200722.pdf